

# 『都産健協』 会報 第42号



ハナズオウ

2022年4月1日  
発行人 柳澤 信夫

## 令和4年度産業保健総合支援センターの取組について



独立行政法人労働者健康安全機構  
東京産業保健総合支援センター 副所長 小林 要介

日頃より東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様方には、東京産業保健総合支援センターの事業運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業構造や経営環境の変化に伴い、産業保健を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）を踏まえ、当センターでは、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援をより一層推進する必要があります。

このことを踏まえて、令和4年度において、当センターが重点的に取り組むべき事項は以下のとおりです。

### 1 治療と仕事の両立支援

当センターの令和4年度事業の重点事項の一番目は、治療と仕事の両立支援対策の普及促進です。

昨今、医療技術の進歩により、「不治の病」と言われていた疾病においても生存率が向上し、病気になったからといって直ちに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなってきています。

このような背景から、企業には事業の継続、そして確実な成長を実現するためにも、これまで以上に労働者が安心して働ける職場づくりを

することが求められています。

当センターでは、平成31年3月に改訂された厚生労働省の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、人事労務担当者等に対する専門的な研修、事業場からの相談、事業場への個別訪問支援等を行っています。

また、労災病院等の医療機関と連携を密にして、治療・療養中の患者（労働者）と事業場との相談対応及び個別調整支援などの事業を推進しております。

特に治療就労両立支援センターとは、積極的な連携を図るほか、東京労働局が主催する「東京地域両立支援チーム」にも参画し、関係機関との連携を強化して両立支援対策の普及を促進しております。

さらに、労災病院及び労働者健康安全機構と協力し、両立支援コーディネーター基礎研修を開催し、その修了者に対する応用研修として両立支援に係る事例検討会を開催し、地域のネットワークの構築や両立支援コーディネーターの能力向上を図っております。

### 2 産業保健活動の活性化

次の重点事項は、産業医・産業保健機能の強化を図ることです。

産業保健活動の活性化については、中小規模事業場における労働者の健康確保対策の強化等のため、産業医の機能強化に関する労働安全衛

生法の改正を踏まえた産業医研修を開催しているほか、事業主向け産業医活用セミナーも開催することとしています。

このほか、産業看護職、衛生管理者をはじめ事業主、人事労務担当者などの方々を対象に専門的研修を随時開催しております。

専門的研修のテーマは、「治療と仕事の両立支援」、「過重労働による健康障害防止対策」、「ストレスチェック制度」、「衛生委員会の活用促進」といった労働衛生上重要なテーマについて積極的に取り組んでいるほか、実践的能力の向上を図るため、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践型研修もあります。

詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。興味あるテーマ、関心があるテーマの研修がありましたら一部の研修を除きどなたでも出席できますので是非お申し込みください。

なお、専門的研修のほとんどは遠方の方でも出席しやすいようオンラインで対応しております。

また、地域産業保健センターにおいては、小規模事業場からの求めに応じて、長時間労働者やストレスチェック制度に基づく高ストレス者に対する面接指導をはじめ、健康診断実施後の医師による意見聴取、医師又は保健師による健康相談、事業場訪問等を重点的に実施しています。

### 3 メンタルヘルス対策の普及促進

次にメンタルヘルス対策への取組支援です。

当センターが委嘱したメンタルヘルス対策促進員が支援を希望する事業場に対して個別訪問し、メンタルヘルス対策への取組の支援を行っております。

メンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者に対してのメンタルヘルス教育の方法を教示するほか、若年労働者対象のメンタルヘルス教育も実施しています。

また、ストレスチェック制度に係る支援では、ストレスチェックの実施に加え、実施結果を踏まえた職場環境改善に関する支援に取り組んでおります。

会員の皆さまには、引き続き、当センターの事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



東京都産業保健健康診断機関連絡協議会及び

## 2021年度東京都産業保健健康診断機関連絡協議会（都産健協）研修会（動画）

新型コロナウイルス感染の影響を受け、2019年度、2020年度と中止にせざるを得ませんでした都産健協の研修会について、今年度は、動画収録を行い、都産健協ホームページにて公開・配信することとし、その動画収録が2月17日（木）に都内文京区の動画スタジオにて行われました。

今回の研修会のプログラムは次のとおりです。

- 【開会挨拶】 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 会長 柳澤信夫
- 【報告会】 2021年度職域健康診断における有所見率状況調査の集計結果について  
長濱産業医事務所合同会社  
長濱さつ絵
- 【特別講演】 「人生100年時代」の幸せのかたち  
ーコロナの先にある健康長寿社会の実現に向けてー  
社会政策課題研究所 所長  
江崎禎英
- 【閉会挨拶】 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 副会長 大島利彦

動画の収録もこの順に行われました。

まず、開会挨拶において都産健協柳澤信夫会長は、現下の新型コロナウイルス感染の状況、我が国の「少子高齢化社会」における産業保健・健康診断の重要性、特に、財政状況において医療費、介護費、年金から成る社会保障費の増加等の状況を好転させるためには、労働安全衛生法に基づく定期健康診断に加えて、特定健康診査、特殊健康診断、ストレスチェック、保健指導、作業環境測定などを通して、国民の健康増

進を実施することが重要と強調され、この研修会（動画）に興味をもって視聴されますことをお願いしました。

次に、都産健協事業部会有所見率状況調査解析担当の長濱さつ絵医師による「2021年度職域健康診断における有所見率状況調査の集計結果」の報告がありました。今回は、2019年度と2020年度に実施した健康診断に基づく2年分の報告について、性年齢別、企業規模別性年齢別、業種別性年齢別に解析し、図表を用いてわかりやすく説明していただきました。また、最後に、今後2024年度まで3年間延長されることになりました「風しんの追加的対策」に関して、職域健康診断の場を利用しての抗体検査について勧奨されました。

続いて、社会政策課題研究所の江崎禎英所長から、「人生100年時代」の幸せのかたちーコロナの先にある健康長寿社会の実現に向けてー」と題して特別講演をいただきました。江崎禎英所長は、長年にわたる行政経験を踏まえて、新型コロナウイルス感染の状況等について説明されたあと、世界一の長寿国になっている我が国が迎えようとしている「人生100年時代」をどのように捉えて過ごしていくかについて、課題や考え方、特に、健康長寿社会における「幸せのかたち」を見つけることが重要であり、生涯現役社会の実現に向けての提言をいただきました。大変説得力のある興味深い講演でした。

最後に、都産健協大島利彦副会長による閉会挨拶をもって、動画の収録を終えました。

研修会の動画はすでに3月より都産健協ホームページにおいて公開・配信されております。大変貴重かつ有意義な内容になっております。ぜひとも動画をご視聴いただきますようお願いいたします。

## 風しんに関する追加的対策

厚生労働省健康局結核感染症課長 江浪 武志



東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様方には、厚生労働省の『風しんに関する追加的対策』にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。2019年度から3年計画で実施している本対策は、今般、その社会的必要性から、更に3年間延長し、引き続き実施することが決定致しました。つきましては、2024年度までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げることができるよう、引き続き、本対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

『風しんに関する追加的対策』は、1962（昭和37）年4月2日～1979（昭和54）年4月1日生まれの男性が、自治体が配布するクーポン券を利用して原則無料で風しん抗体検査とワクチンを受けられる施策です。働く世代の男性が仕事を休むこと無く風しん抗体検査を受けられるように、企業において定期健康診断と同時に風しん抗体検査を実施していただけるよう、御願ひしています。

風しんに感染すると、発熱、倦怠感といったかぜの症状の他に、赤いポツポツとした発疹が出るのが特徴です。一般的には症状は軽く、無症候の人も多い感染症です。しかし、妊婦に感染すると胎児の発育に影響し、生まれてくる子どもに先天性心疾患や難聴、精神発達遅滞など、非常に重篤な症状が見られることがあります。（先天性風しん症候群（CRS））

風しんは非常に感染力が高く、感染すると周囲の人にうつす可能性が高い感染症ですが、ワクチンで予防できる疾患です。世界保健機関（WHO）は、ワクチンの接種を推進し、風しんに対する免疫を付けることで、風しんを社会から完全に排除することが可能だと宣言しています。Global Vaccine Action Plan（GVAP）

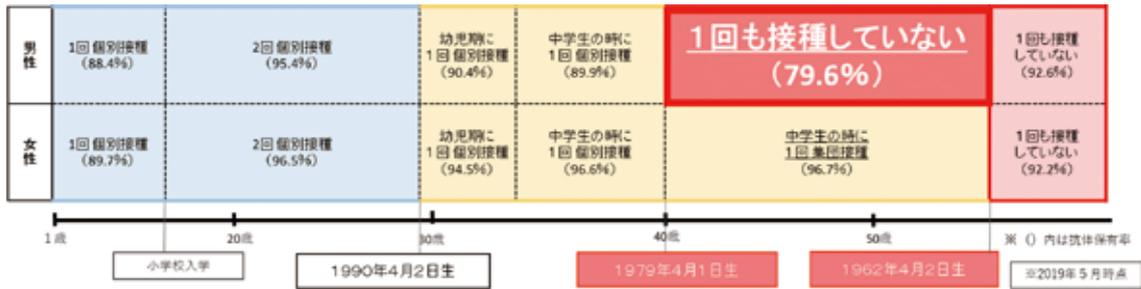
においては、世界の全ての地域において風しんを排除することを目標に掲げました。既に欧米では、ワクチン接種キャンペーン等により、10年程前に風しん“ゼロ”が達成されています。

我が国でも、先天性風しん症候群の予防や風しんのまん延防止のために、1976年に風しんを定期的予防接種の対象疾患に加えて以降、風しんワクチンの接種を推進しています。1990年頃までは、毎年推計数十万人の方が風しんに感染していましたが、2005年には、年間数百人台まで減少しました。（※）

（※ 第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第57回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）資料及び、風しんの定期接種制度の変遷について IASR Vol. 40 p130-131: 2019年8月号より）

しかしながら、わが国においては、流行は数年毎に発生しており、完全な排除にいたっていません。2012年には1万人以上、2018年にも数千人規模の患者が発生しました。この原因となっているのが、風しん抗体保有率が低い世代の存在です。我が国の風しんに対する定期接種は、女性や子どもから開始されたため、1962年4月2日～1979年4月1日生まれの男性は、1回も公的にワクチンを接種する機会がない世代となっていました。この世代の男性が抗体を持っていないことで、風しんが流行する可能性が残っており、風しんが流行すると、職場などの場で妊娠している女性が感染することが危惧されます。女性は風しんの抗体保有率が男性より高いですが、風しんに罹る可能性があり、妊娠している方であると、そのお子さんが先天性風しん症候群に罹患する可能性があります。そのため、社会全体で、抵抗力を上げる必要があります。

世代性別風しん抗体保有率：



厚生労働省では、『風しんに関する追加的対策』で、2024年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を、90%まで引き上げることを目標に掲げています。そのために、この世代の男性に自治体からクーポン券を配布して頂き、2024年度まで、原則無料で風しんの抗体検査とワクチン接種を行えるようにしています。具体的には、過去に風しんに感染し、1回もワクチンを接種せずに抗体を持っている方もいらっしゃるの、まずは風しん抗体検査により抗体の有無を調べていただき、抗体を保有していな

いことがわかった場合には、ワクチンを受けていただくことを推奨しています。

クーポン券が届いた場合は是非、まずはそれを使って頂き、ご自身が風しんに対する抗体を持っているのかどうかを確認いただきたいと考えています。また、多くの皆さんに本事業をご活用いただけるよう、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様方には、ぜひ、引き続き本制度にご協力いただきますとともに、本制度の周知にご協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

**【対象】 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**

**【目標】** (1) 2022年12月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる。  
 (2) 2024年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる。

厚生労働省ホームページでも情報公開しておりますので、是非ご参照下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html)

## 労働者の健康確保対策の推進について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室

前室長 和田 訓

(執筆者は2022年4月1日付けでスポーツ庁健康スポーツ課長にご異動されました。)



東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の皆様には、日頃から、労働安全衛生行政の推進、とりわけ、労働者の健康確保対策の推進に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康を取り巻く状況については、職業性疾病が依然として後を絶たず、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者の割合も半数を超える状況が続いています。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

このため、労働安全衛生法に基づき、一般定期健康診断、ストレスチェック、医師による面接指導及びそれらの結果に基づく必要な就業上の措置が職場で適切に行われるよう、指導の徹底や支援を行っています。今後も長時間労働や高ストレスによる健康障害対策の推進に向けて、周知・啓発や支援を着実に進めてまいります。

また、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会をはじめ、健康診断実施機関におかれましては、日頃から、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施に御尽力いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染状況は依然として予断を許さない状況にありますが、労働者の健康状態を把握することは、業務による健康障害を防止するために重要であることから、引き続き、十分な感染防止対策を講じた上での健康診断の実施をお願い申し上げます。

また、医療分野では、健康状態を本人や医療関係者が把握し、日常生活の改善や生涯にわたる健康増進につなげるためのPHR（Personal

Health Record）の普及が進められており、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果についても、その枠組みの中に組み込まれています。昨年10月から、医療保険者を経由して、事業者から提供された一部の健診の結果については、マイナポータル等から本人や医療関係者が閲覧することが可能となりました。

加えて、健康保険法等の一部が改正（昨年6月に通常国会で審議、可決）され、令和4年1月1日より、医療保険者が健康保険法等に基づき保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健診情報の提供を求めることができることとなったところです。データヘルスやコラボヘルス等の推進にあたっては、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録を医療保険者に提供する必要があることから、引き続き、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、関係の皆様のお意見を伺いながら、対応を進めていきたいと考えていますので、ご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さらに、昨年7月に、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書がとりまとめられました。当該報告書では、労働者のばく露防止対策等を定めた化学物質規制体系を、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、自律的な管理に見直すことを提言しています。

国は、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者には、その情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することが求められます。このうち、健康診断については、リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じたばく露防止措置に関し、既に

特殊健康診断の実施が義務付けられている特定化学物質等を除いた化学物質による健康影響の確認等は、新たな仕組みで行うこととし、

① 健康診断の実施の要否はリスクアセスメントの結果に基づいて労使で議論し、事業者が決定することとし、健康診断を実施する場合、健診項目は健診を実施する医師又は産業医が判断をすることとする。

② 労働者がばく露限界値（仮称）を超えてばく露した可能性がある等必要な場合は、臨時の健康診断を実施することとする。

などを内容とする労働安全衛生法令の見直しを行うことを検討しています。

厚生労働省では、すべての働く方々が健康で安心して職業生活を送ることができるよう、労働衛生に関する様々な課題に取り組んでまいります。職場の安全衛生には、各事業場の皆様による日々の活動の積み重ねが欠かせません。引き続き、衛生水準のさらなる向上のため、皆様方の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

『都産健協』会報第42号

2022（令和4）年4月1日発行

発行人：柳澤 信夫

**東京都産業保健健康診断機関連絡協議会**

事務局連絡先：〒113-0024 東京都文京区西片1-15-10（医社）同友会  
TEL03-3816-2250 FAX03-3818-9277

事務局責任者 渡辺 新吉